

## シナプソロジー インストラクター規約

本規約は、株式会社ルネサンス フィットネス教育研究所（以下「会社」という）が主宰するシナプソロジー普及会に所属する会員に適用するものとする。

（名称）

第1条 本普及会は、シナプソロジー普及会（以下「普及会」という）と称する。

（目的）

第2条 普及会は、株式会社ルネサンスが開発した脳活性化プログラムであるシナプソロジー・メソッド（以下「シナプソロジーメソッド」という）に関する研究の発表、共有及び促進を図り、シナプソロジーメソッドの発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 普及会は第2条の目的を達成するために、次の事業等を行う。

- （1）シナプソロジーメソッド・プログラムの開発
- （2）シナプソロジーインストラクターの人材育成
- （3）資格認定制度の構築
- （4）シナプソロジーメソッドの学術調査
- （5）シナプソロジーメソッドに関するツールの開発
- （6）セミナー・養成コースの開催及び運営
- （7）ホームページやメール配信での情報発信
- （8）国内外の関連団体との交流

（事務局）

第4条 事務局は、普及会の事務手続きを司り、会社内（所在地：東京都墨田区両国 2-10-14 両国シティコア）に設置する。

（インストラクター資格）

第5条 インストラクターとは、普及会または普及会が認めた者が主催する養成コースに合格し、かつ所定の登録を完了した者をいう。

（登録料・更新料）

第6条 インストラクターになろうとする者は、本規約に同意し、事務局が別に定める登録料及び更新料をお納入するものとする。

（登録料・更新料の返還）

第7条 普及会に納入された登録料及び更新料は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

（会員の権利）

第8条 会員は、以下の権利を有する。

- （1）シナプソロジーメソッドを活用したプログラムの指導（以下「プログラム指導」という）ができる。

- (2) シナプソロジーの体験会を開催する場合、本普及会ホームページでの告知ができる。
- (3) プログラム指導にあたり、シナプソロジーメソッドの名称使用することができる。
- (4) 前号にかかわらず、プログラム指導を実施する施設（事業所を含む）の法人または団体等が普及会所定の方法により普及会と契約を締結した場合、当該法人または団体等に対して、会社の登録商標その他会社が保有するシナプソロジーにかかるロゴ等の販売促進ツール類を普及会が別に定めるマニュアルに従い使用させることができる。
- (5) シナプソロジーメソッドに関連するツールを割引価格にて購入できる。
- (6) 本普及会が主催するセミナー及び養成コースを特別割引価格で受講できる。

#### （会員の義務）

第9条 会員は、以下の義務を負う。

- (1) 会員は、普及会を離れて単独または第三者と共同して、シナプソロジーに関する事業その他の営業を営んではならない。但し、法人会員登録をしている場合は、この限りではない。
- (2) 会員は、第6条に定める年更新料及び登録料を納入しなければならない。
- (3) 会員は、第6条に定める所定の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に申し出なければならない。
- (4) 会員は、第8条に定める権利及び第9条に定める義務を第三者に譲渡してはならない。
- (5) 会員は、第8条第1項第4号によらず、シナプソロジーロゴやデータを使用する場合は、事前に普及会の許可を得るとともに普及会が別に定めるマニュアルに従わなくてはならない。

#### （退会）

第10条 会員が普及会を退会しようとする時は、登録番号・氏名・退会する旨を記載の上、メールにて事務局に連絡しなければならない

#### （除名）

第11条 会員が次の各号の一つに該当した場合は、普及会は当該会員を除名することができる。

- (1) 普及会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 故意または過失によって、本普及会、他の会員その他第三者に対し、損害を与えたとき
- (3) 更新料等の未納期間が2ヶ月を超えたとき
- (4) その他上記各号に準ずる行為をしたと普及会が認めたとき

#### （損害賠償）

第12条 会員が自己の責めに帰すべき事由により、普及会に損害を与えた場合、当該会員はその賠償の責めに任ずるものとする。

#### （規約その他諸規則の改正）

第13条 会社は、いつでも本規約その他普及会の運営に関する事項を改正することができるものとし、本規約の改正にあたっては、会社のホームページにて通知するものとする。

#### （附則）

第14条 本規約は、2017年2月1日付で改訂する。

(2012年1月1日施行)